

# 細川博士(元チツソ 病院長)を臨床尋問

熊本地裁

## “過失”立証のキメ手

### 水俣病訴訟初の証人調べ

土曜日

本県訴訟で重要な立証を繰るとされている元チツソ水俣工場長細川一博士(元)に対する熊本地裁の臨床尋問が四日午前  
十時二十分から同博士が入院中の東区・豊隆区のカン研付属病院で始まった。

細川博士は三十四年、チツソ水俣工場の水俣病研究班の班長として、チツソを退けた後、水俣病の原因を追究しており、原告(患者)側は「チツソの実験で、水俣病の原因が工場排水に起因していることを知りながら、その後も原告を流し続けた」とチツソの過失を立証する重要な立証手として、同博士の尋問を熊本地裁に申請していたもので、同訴訟では初めて証人調べ。

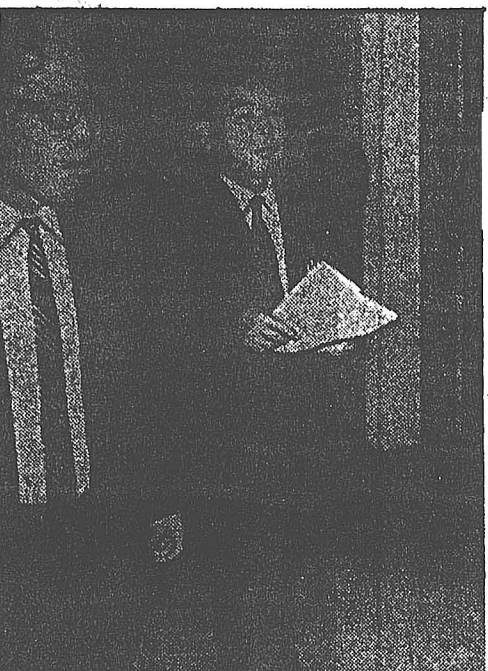
この日カン研付属病院には午前九時半、熊本地裁民事部の斎藤次郎裁判長、鴨井孝之助判官はじめ原告、被告双方代理人緊張した表情で顔をそろえた。黒川利雄同裁判長は尋問のため審問室にはいるのは六人に限るよう要請、その構成について事前に話し合いが行なわれたあと、午前十時二十分から臨床尋問にはいった。

実験結果をたまたす方針で臨んだ。「四〇〇号」チツソというのは、細川博士ら研究班のチツソ実験の中で水俣病と同じ症状がみられたというもので、実験結果が工場幹部に報告されたか、研究がなせ中止されたかなどがチツソの「過失立証」立証の決め手になると原告側はみている。

証人から一時離行はされた。同訴訟は水俣病被害者家庭互助会の渡辺英蔵さん(元)ら訴訟係二十八世帯、百十二人が「水俣病はチツソ水俣工場の排水が原因である」とし、水俣病補償処理委員会があっせんを受けることを拒否、チツソを相手取り総額六億四千二百余万円の損害賠償請求訴訟を熊本地裁に起こした。

これまで行なわれた四回の口頭弁論で①工場排水と水俣病との因果関係②チツソの過失立証③三十四年の見舞い金契約の性格④時効問題⑤について双方の主張が出ている。十日に予定されている第五回口頭弁論がいよいよ立証段階にはいるが、細川博士の「チツソ実験」をめぐる証言を中心に、原告、被告双方の本格的な弁論が展開されることになろう。

熊日1970.07.04



臨床尋問に病室に向かう斎藤裁判長(中央)